

## 身元保証人と後見人について（1）

よくご質問を受けるのは、「身元保証人と後見人ってどう違うの？」ということです。

私は「身元保証人」として老人ホームと関わっているはずなのに、施設職員から「〇〇さんの後見人さん」と呼ばれることが数多くあります。その〇〇さんは、今、しっかりとした判断力をお持ちの状態にあるにも関わらず、その身元保証人をお引き受けしている私（団体）が、「後見人さん」と呼ばれているのです。



入居者ご本人も、そして施設職員も、実際のところは「身元保証人」とか「後見人」とかいうことについて、はっきりとした定義を認識していないことが多いようです。

大まかに言えば、「身元保証人」の方が大きな概念であり、「後見人」というのは法律できちりと定められた、始期と終期がはっきりと決まっている狭い概念です。

つまり、「後見人」というのは、事理を弁識する能力が不十分な状態になって、家庭裁判所によって審判が出された後にはじめて登場する人のことであって、まだ判断力が十分にある時期や、若干判断が鈍ってきたとしても家庭裁判所の手続きをしていない時期には、「後見人」という人が存在するはずはないのです。

老人ホーム等で、入居者ご本人は判断力が十分な方であるのにも関わらず、身元保証人に対して「〇〇さんの後見人さん」と呼んでしまうのは、そういう意味では正確ではありません。おそらく、「親族ではないのに身元保証人のような役割をする人」のことを「後見人」とひとまとめに呼んでしまっているのではないのでしょうか。

今から二十数年前、当時も老人ホーム入居時に「身元保証人」を引き受けてくれる親族がいないという人が少しずつ増えてきていましたが、その対策として、出来立てほやほやの制度であった「任意後見契約」を、「身元保証」の代替として認めようという高齢者施設が登場しました。

「任意後見契約」については、また稿を改めて詳しくご説明しますが、元気なうちに将来の認知症に備えて「後見人になってもらう予約」をしておく契約です。この「任意後見契約」をしておけば、「身元保証人」を引き受けてくれる親族がいなくても入居を認めるという代替方法でした。

その後、「任意後見契約」だけでは、身元保証人と同じ役割は果たせないという認識が広がり、身元保証人そのものを法人が引き受けるやり方が増えてきました。

しかし当初の名残で、親族以外の身元保証人のことを「後見人さん」と呼ぶ高齢者施設スタッフが多いのでしょうか。

ただし、身元保証人と後見人では、カバーできる仕事の範囲が大きく異なりますので、注意が必要です。

つづく